

写

参考資料 1

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価
方法書に対する意見

ENEOS Power 株式会社 代表取締役社長 香月 有佐から送付がありました (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

令和 8 年 5 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、事業者である ENEOS Power 株式会社から、令和7年12月23日に送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

2 事業者

ENEOS Power 株式会社

3 事業の目的

本事業は、天然ガスによる火力発電所として最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を1基新設することにより、将来の国内における電力需要増加を見据えた電力の安定供給に貢献するとともに、本事業の実現を通じて川崎臨海地域の活性化への寄与も目指すものである。

4 事業の内容

LNG 火力の発電設備は最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式であり、天然ガス専焼のガスタービン及び排熱回収ボイラで生じた蒸気を利用した蒸気タービンにより合計出力約75万キロワットの発電を行うこととしている。

燃料は天然ガスであるため、窒素酸化物（NOx）が発生するが、その対策として低NOx 燃焼器を採用、排煙脱硝装置を設置する。

また、復水器の冷却方式は、機械通風湿式冷却方式（淡水循環方式）であり、冷却塔を使用し、冷却塔からの白煙対策としては乾湿併用式を採用する。

5 事業の実施区域

対象事業実施区域は、川崎市川崎区扇町12番1号に位置する、約19.0万平方メートル（陸域17.2万平方メートル、海域1.8万平方メートル）の範囲である。

なお、計画段階環境配慮書から一部海域の部分を含めたため、対象事業実施区域が増加している。

6 事業実施区域及びその周辺の環境

対象事業実施区域は、川崎臨海地域の埋立地であり、工業専用地域に指定されている。陸域は ENEOS 株式会社川崎事業所の敷地内の遊休地を賃借し実施する計画であり、発電所計画地（発電設備及びその附属施設・設備が設置される区域）、資材置き場等が含まれ、海域は海上輸送のための浚渫工事を行う可能性のある区域であり、これらを合わせて対象事業実施区域としている。

なお、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、対象事業実施区域から約1キロメートルの位置に診療所や保育所等が存在している。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

法第10条第1項に基づき、方法書について知事の意見を述べるに当たり、令和8年1月27日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同年4月28日に答申があった。

答申では、事業者は、LNG火力発電所の建設計画が、脱炭素化に向けた取組みを伴ったものであると捉えられるよう、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において脱炭素化へ向けた道筋を記載する方向で検討する必要があることなどについての意見があった。

2 環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見について

法第8条第1項に基づき、事業者は、事業計画、大気環境に関する3通の意見書が提出され、この意見の概要と事業者の見解が、令和8年2月19日に知事に送付された。

3 関係市長意見について

法第10条第2項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、別添1及び別添2のとおり意見があった。

III 意見

この方法書に対して、関係市長意見等を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、法第10条第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

事業者は、本事業のLNG火力発電所の建設計画は、電力の安定供給に貢献することを目的としており、国の第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）に沿ったものとしている。

第7次エネルギー基本計画では、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要であるとしているが、一方で、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進することも掲げている。

本事業のLNG火力発電所の建設計画が、脱炭素化に向けた取組みを伴ったものであると捉えられるよう、準備書において脱炭素化へ向けた道筋を記載する方向で検討すること。

そのほか、工事計画の詳細については、現段階で未定というものも多いため、計画の具体化に当たっては、事業による影響を可能な限り低減する観点に留意した上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

海上輸送に必要な水深を確保するための浚渫の工事計画については、実施も含めて未定との説明であったが、浚渫工事の内容によって影響が異なることから、浚渫土量、浚渫土砂の搬出先及び処理方法について、準備書に明確に記載すること。

(2) 土壌

対象事業実施区域の一部は土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されていることから、土壌の汚染状況を明示し、工事に当たっては汚染土壌が区域指定されていない場所に広がらないよう、適切に対応すること。

以上の意見のほか、関係市長の意見についても留意すること。

以上

横浜市長意見（意見部分抜粋）

審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業の内容及び地域の特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要があります。

1 事業計画

対象事業実施区域は埋立地に位置することから、液状化や護岸の側方流動、高潮や津波による浸水に関わる対策を準備書に記載する必要があります。特に、スロッシング現象等により液体の漏えいが起こると、周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、その対策についても準備書に記載する必要があります。

2 環境影響評価項目

(1) 工事の実施

ア 土壌

対象事業実施区域の多くの部分が形質変更時要届出区域に指定されており、機器などの据付に必要な掘削工事を行うとしていることから、土壌を環境影響評価の項目として選定し、工事の実施による影響を予測、評価する必要があります。

イ 廃棄物等

対象事業実施区域が形質変更時要届出区域に指定されていることから、汚染がない土壌と汚染土壌の判別の仕方を示したうえで、残土量を予測する必要があります。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

ア 全般

発電設備からの排水について、審議の過程で水温による影響範囲は限定的であると示されたことから、その内容を根拠となる資料とともに準備書に記載する必要があります。

イ 動物

周辺の緑地との関わりの観点から、動物相の状況の調査の一環として、対象事業実施区域周辺で行われている取組の情報も収集、整理したうえで、予測、評価する必要があります。

川崎市長意見（意見部分抜粋）

1 全般的事項

対象事業は、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないこと、二酸化窒素が光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質となることから、窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を行う必要がある。また、水素を燃料とする場合には、二酸化窒素の排出濃度及び排出量の増加が懸念されることから、天然ガスから水素に切替えた場合の諸元を明らかにするとともに、ガスタービンの燃焼管理、排煙脱硝装置の運転管理を適切に行うことにより、二酸化窒素の排出濃度及び排出量の削減に努める必要がある。

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在する。また、近接した地域への影響を踏まえ、発電所近傍への拡散状況を含め対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測及び評価について準備書で明らかにする必要がある。

(2) 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのた

め、準備書において、発電所近傍への拡散状況を含め、冷却塔排気による影響について検討する必要がある。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能への影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、隣接する施設との複合影響も勘案して、必要に応じて、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を検討する必要がある。